



平成18年度 市民健診日程表 (集団健診) 受診の心構え

みなさんこんにちは！対馬市健康キャラクターのヘルシーです。来月から行われる市民健診を受診される皆様へお知らせです。

〔健診当日持ってくる物〕

- 保険証(受付で確認します)
- 健診料金(自分の受診項目を確認の上)
- 水筒(胃部レントゲン後に下剤を飲むため)
- 自分の問診票(記入もれのないように)
- 便、尿(それぞれの容器に入れて)

〔健診前の心構え〕

- 健診前日夜9時以降は絶飲食。
(タバコもダメです)
- 朝の薬も飲まないでください。

* 事前説明会にて配布します。
ない方は下記までご連絡ください。

〔健診受付時間〕

- * 今年度から当日受付は、地区ごとに分けて受け付けをするようになりました。
- * 当日受付時間は各地区ごとに回覧します。
- * ご自分の地区の受付時間を確認して受診してください。
(ご自分の地区外の時間にこられても受付できません。)

まだ、市民健診の申し込みをされていない方は右記までお問い合わせください。皆様の健康維持のために市民健診をぜひお役立てください！
(対馬市健康キャラクタータクトくん)



* 問い合わせ先 *

対馬市保健部健康推進課	0920 - 58 - 1116
対馬市南保健センター	0920 - 52 - 4888
対馬市北保健センター	0920 - 84 - 2313

保健事業のための有資格者登録のお願い あなたの資格をもう一度生かして働いてみませんか？

市民健診・乳幼児健診など保健事業を行うときに保健師・栄養士等の数が足りないときがあります。保健師等の免許は持っているけど現在は仕事をしていない方！もう一度働いてみませんか？

対馬市保健部では、下記の免許をお持ちの方々に健康推進課へ人材登録していただき、保健事業のお手伝いをお願いしたいと考えています。お手伝いいただける際は、日当と交通費をお支払いいたします。

是非この機会に、在宅の有資格の皆様にご登録をお願いいたします。

免許種類：保健師免許、看護師免許、准看護師免許、栄養士免許、
歯科衛生士免許、保育士免許

〔申込み・問い合わせ先〕保健部健康推進課 0920(58)1116



国民健康保険及び 老人保健制度改正のお知らせ

平成18年10月1日から、国民健康保険及び老人保健制度が改正されました。改正の主な内容は次のとおりです。

一部負担金割合が変更になりました。

70歳以上の高齢者（老人保健で医療を受ける人も含む）で、現役並みの所得を有する人（同じ世帯の中に、課税所得が145万円以上の70歳以上の国保被保険者または老人保健で医療を受ける国保被保険者がいる人）の一部負担金の割合が、2割から3割になりました。

食費・居住費の負担額を見直し

療養病床に入院する70歳以上の高齢者（老人保健で医療を受ける人も含む）について、食費の負担額が見直され、新たに居住費を負担することとなりました。

区 分	食 費(1食あたり)	居住費(1日あたり)	
現役並み所得者・ 一 般	460円または420円 (病院によって異なります)	320円	入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊椎損傷(四肢麻痺が見られる状態)難病等の患者)については、従来どおり食材料費のみの負担となります。 低所得者 は住民税非課税世帯、低所得者は年金受給額80万円以下の人等、低所得者は老齢福祉年金受給者。
低所得者	210円	320円	
低所得者	130円	320円	
低所得者	100円	0円	

医療費の自己負担限度額が引き上げられました。

1か月分の医療費の自己負担限度額が次の表のとおりとなりました。

自己負担限度額を超えて医療費を支払われた場合は、申請することにより高額療養費（老人医療受給者にあつては高額医療費）の支給が受けられます。

70歳未満の方

区 分	自己負担限度額	
上位所得者 (基礎控除後の総所得金額が 600万円を超える世帯)	150,000円 + <医療費の額から500,000円を差し引いた額> × 1% (83,400円)	*()の金額は、過去1年以内に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の負担限度額。 * 慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者の方は、自己負担限度額が、1万円から2万円に引き上げられました。
一 般	80,100円 + <医療費の額から267,000円を差し引いた額> × 1% (44,400円)	
低所得者(住民税非課税)	35,400円 (24,600円)	

70歳以上の方(老人保健で医療を受ける人を含む)

区 分	自 己負担限度額		
	外来(個人ごと)	外来及び入院	
現役並み所得者 (課税所得が145万円 以上の人)	44,400円	80,100円 + <医療費の額から267,000円を差し引いた額> × 1% (44,400円)	*()の金額は、過去1年以内に3回以上高額医療費の支給を受けた場合、4回目以降の負担限度額。 * 低所得者 は、年金収入が80万円以下の人等。
一 般	12,000円	44,400円	
低所得者 (住民税非課税)	8,000円	24,600円	
		15,000円	

出産育児一時金の支給額が変更されました。

出産育児一時金の支給額が30万円から35万円になりました。

不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【担当窓口】	保健部保険課 国保老人保健班	0 9 2 0(5 8)1 1 1 8
	市民生活部市民課 福祉保険班	0 9 2 0(5 3)6 1 1 1
	美津島支所住民生活課	0 9 2 0(5 4)2 2 7 1
	峰支所住民生活課	0 9 2 0(8 3)0 3 0 1
	上県支所住民生活課	0 9 2 0(8 4)2 3 1 1
	上対馬支所住民生活課	0 9 2 0(8 6)3 1 1 1